

シンジー光 契約約款

2026年1月1日版

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 株式会社ビスト（以下「当社」といいます。）は、この シンジー光契約約款（本約款の別紙に定める特則を含み、以下「約款」といいます。）を定め、これによりシンジー光（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスには、約款ならびにその他の個別規定および追加規定（総称して、以下「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。
3. 約款および個別規定等は、第2条に定める契約者と当社の間で締結される本サービスの利用に関する契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）の内容となります。

第2条（用語の定義）

約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(3) IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
(4) シンジー光（本サービス）	IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
(5) 取扱所交換設備	特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
(6) 申込者	本サービス利用契約の申し込みをした者
(7) 契約者	当社と本サービス利用契約を締結した者
(8) 契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(9) 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社または特定事業者が設置する装置（端末設備を除きます。）
(10) 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
(11) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(12) 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(13) 特定事業者	NTT 東日本株式会社または NTT 西日本株式会社
(14) 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件

(15) 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の定めに基づき課税される地方消費税の合計額
(16) 光コラボレーション事業者	特定事業者から IP 通信網を借り受けて電気通信サービスを提供する事業者
(17) 事業者変更	本サービスから特定事業者もしくは光コラボレーション事業者が提供する IP 通信網を使用した電気通信サービスへ契約変更を行うこと、または光コラボレーション事業者が提供する IP 通信網を使用した電気通信サービスから本サービスへ契約変更を行うこと
(18) コラボ光	光コラボレーション事業者が特定事業者から IP 通信網を借り受けて提供する電気通信サービス
(19) シェアドアクセスサービス	NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の光ファイバを相互接続で利用し、通信事業者各社がサービスを提供する形態
(20) 光回線再利用	本サービス（コラボ光）から、シェアードアクセスサービスまたはシェアードアクセスサービスから本サービス（コラボ光）に光回線の再利用によるサービス移行をすること

第 3 条（約款の変更）

当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、約款を変更する場合があります。

(1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 約款の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項による約款の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ、当社ホームページ（URL：<https://simpleline.org/>）に掲示する方法、または当社が別に定める方法により通知します。変更後の約款は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。

3. 約款の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の約款に同意したものとみなされます。

4. 本サービスの全部または一部を当社の都合により廃止する場合、第 2 項に定める通知を行います。ただし、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分（本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更を行った場合等）が廃止され、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

5. 約款および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（本条において、以下「通知等」といいます。）は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社のホームページでの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。

6. 通知等を電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。

7. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。第 2 章 契約

第 4 条（契約の成立）

本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了または切り替え完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。
3. 本サービス利用契約は、別段の定めがある場合を除き、約款の定めに従い契約者または当社から解除されるまで効力を有します。

第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の回線収容部または 1 の利用回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。

第 6 条（本サービスの提供区域）

本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

第 7 条（契約申し込みの承諾）

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第 3 条（約款の変更）に基づき申込者に通知します。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 申込者が、本サービスに係る利用回線の契約者と同一の者とならない場合。
 - (2) 申込者に本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申込者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が第 40 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他、本サービス利用契約の申込を承諾することにより、当社の業務の遂行上著しい
 - (6) 支障が生じるおそれがあるとき。本サービスの利用者として適切でないと当社が判断したとき。

第 8 条（契約の変更）

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができません。

2. 当社は前項の請求があったときは、速やかな諾否の決定に努めるものとし、当社の承諾により初めて請求の効力が発生するものとします。

第 9 条（契約者回線の移転）

契約者は、第 6 条（本サービスの提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。

当社は前項の請求があったときは、速やかな諾否の決定に努めるものとし、当社の承諾により初めて請求の効力が発生するものとします。第 10 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。

3. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

4. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 11 条（契約者の地位の承継）

相続等により、契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。代表者を変更したときも同様とします。3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第 12 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 13 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約の申し出）

契約者は、当社所定の手続に従って通知することにより、本サービス利用契約の解約の申し出をすることができます。

2. 当社は、解約の申し出があったときは、速やかな諾否の決定に努めるものとし、当社が承諾した場合、本サービスの提供終了に必要な取扱所交換設備、契約者回線および回線終端装置の撤去を完了し、かつ当社が決定した契約終了日をもって契約は終了するものとします。
3. 契約者が事業者変更または光回線再利用により本サービスの利用を終了する場合、変更先の光コラボレーション事業者、シェアドアクセスサービス事業者または特定事業者による変更手続きが完了した日に本サービス利用契約は解除されたものとします。
4. 契約者は、最低利用期間の定めのある本サービス利用契約を当該最低利用期間内に解約する場合、別段の定めがある場合を除き、当社の定める違約金を支払うものとします。

第 14 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、何らの催告を要せず、直ちに本サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 第 20 条（提供停止）の定めにより本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。
- (3) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
- (4) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
- (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認したとき。
- (6) 契約者の料金の支払いが確認されなかったとき。
- (7) 本サービス利用契約以外の当社との契約に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- (8) (支払停止もしくは支払不能となったとき、または破産、民事再生、会社更生手続、特別清算もしくはこれらに類する手続の申立てがあったとき
- (9) 公租公課の滞納処分を受けたとき、または契約者の資産について差押、仮差押、仮処分もしくは強制執行の申立てがあったとき
- (10) 当社と上位事業者との間の卸電気通信役務に関する契約が終了したとき、または上位事業者が本サービスの提供を終了したとき
- (11) 本約款もしくは個別規定等に違反したとき、または契約の申込みに際して虚偽の事実を届け出たことが判明したとき
- (12) 契約者の住所もしくは居所が不明となり、当社が契約者と連絡をとることが困難であるとき。
- (13) 当社もしくは上位事業者の業務遂行に著しい支障を及ぼす行為、または当社もしくは上位事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼす行為をしたとき
- (14) 本サービスが不法な方法・目的もしくは社会通念上相当でない方法・目的により利用されたとき

2. 当社は、契約者が第 20 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 20 条（提供停止）の定めにかかわらず、契約者回線等の提供停止をしないで本サービス利用契約を解除することが

あります。

3. 本条第 1 項乃至第 2 項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

4. 本条第 1 項乃至第 2 項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。

5. 本条第 1 項乃至第 2 項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。
6. 本条の規定に基づき本サービス利用契約が解除された場合、契約者は、当社が被った損害を賠償するものとします。
7. 本条の規定に基づき本サービス利用契約が解除された場合、契約者は、次に掲げる費用を当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。(1) 解除の日までに発生した未払いの料金等。(2) 解約違約金として、解除時点の契約プランの基本料金の1ヶ月分に相当する額。(3) 設備撤去工事費、管路等の復旧費用その他解除に伴い当社が負担した一切の費用
8. 本条の規定に基づき本サービス利用契約が解除された場合、本サービスに付随する一切の附帯サービスの提供も、当然に終了するものとします

第 15 条 (個人情報取扱いについて)

当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針/個人情報の取扱いにつ

いて(<https://simpleline.org/privacy-policy/>)」(以下「当社規程」といいます。)に基づいて適正に取り扱います。

2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。

- (1) 契約者への本サービスの提供
- (2) 契約者の管理
- (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- (4) 本サービスの利用に必要な機材等の梱包、発送業務
- (5) 料金の請求に関する業務
- (6) 契約者からの問合せへの対応業務
- (7) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (8) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
- (9) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- (10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 契約者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示することがあります。

4. 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 3 章 端末設備

第 16 条 (端末設備の提供)

当社は、本サービスの内容に貸与が含まれている場合または契約者から請求があった場合で当社がこれを応諾する場合には、別紙料金表に定めるところにより、端末設備を提供し

ます。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 17 条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったで当社がこれを応諾するときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 18 条（端末設備の返還）

1. 当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を当社または特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 4 章 提供中止等

第 19 条（提供中止及び不可抗力免責）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第 22 条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの提供を中止するとき。
 - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力の処分、電力供給の停止、通信回線の事故、サイバー攻撃、コンピュータウイルス、ソフトウェアのバグその他の不可抗力事由により、本サービスの提供が遅延し、または不能となった場合、これに起因して契約者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 30 条（債権の譲渡および譲受）の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします）。
- (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 40 条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。

(4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

(6) 前各号のほか、約款の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の提供停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第 1 項第 2 号により、本サービスの提供停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条 (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。第 5 章 通信

第 22 条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。

2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

2. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。

5. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

6. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。第 6 章 料金等

第 23 条（利用料、料金および工事費等）

1. 当社が提供する本サービスおよび当社が貸与する端末設備に関する料金は、利用料、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

2. 当社が提供する本サービスおよび当社が貸与する端末設備の工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。

3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第 24 条（利用料の支払い義務）

1. 契約者は、別段の定めがある場合を除き、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料を支払うものとします。また契約者は、当社が端末設備を貸与した日から起算して、当該端末設備の貸与の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料を支払うものとします。

2. 第 20 条（提供停止）の定めにより、提供の一時中断または提供停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料を支払うものとします。

3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料を支払うものとします。

区別	支払いを要しない利用料
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。

4. 当社は、前項に定める支払いを要しない利用料が既に支払われているときは、当該利用料を返還します。

第 25 条（工事費の支払い義務）

契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表に定める工事費を支払うものとします。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費を支払うものとします。

第 26 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金の支払うものとします。

第 27 条（料金等の計算方法等）

第 23 条（利用料、料金および工事費等）に定める利用料、料金、工事費その他契約者が当社に支払うべき金銭債務（以下、総称して「料金等」といいます）の計算方法ならびに料金等の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第 28 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第 29 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第 30 条（債権の譲渡および譲受並びに契約上の地位の移転）

契約者は、料金等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条第1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者へ通知する必要があることについて、同意するものとします。
5. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本サービス利用契約上の地位、本約款に基づく権利および義務並びに契約者の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第7章 保守

第31条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社の設置したものに限り、）を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第32条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持するものとします。

第33条（契約者の切分責任）

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第34条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの消防機関との契約に係るもの災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者および通信社の機関との契約に係るもの預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

第35条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻

から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、第24条に従って契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額利用料を日割計算した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 当社は、本条に定めるほか、契約者に対し何らの損害賠償義務を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合に限り、直近3か月の基本料金総額に相当する額を上限として、通常生ずべき損害（逸失利益を除く）に限り、賠償を行います。

第36条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、その損害を賠償しません。

2. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（本条において、以下「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その

改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件

(本条において、以下「技術的条件」といいます。)の定めの変更(当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担することがあります。

第37条(通信速度の非保証)

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第9章 雑則

第38条(反社会的勢力に対する表明保証)

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(総称して、以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第39条(契約者の違反による損害賠償)

契約者が本約款に違反したことにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合(第三者との間で紛争が生じ、当社がこれに対応した場合を含みます。)、契約者は、当社に対し、当社が被った一切の損害を賠償する義務を負うものとします。第40条(利用に係る契約者の義務)
契約者は、次のことを遵守するものとします。

- (1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社

が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第 40 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置するものとします。

第 41 条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、当社が別に定めるところによります。

第 42 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 43 条（閲覧）

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 44 条（付加機能）

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 45 条（本サービスに付随するサービス）

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービス

（以下「付随サービス」といいます。）を利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

第 46 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者（以下「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲

（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

第 47 条（サービスの変更または廃止）

当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 48 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第10章 その他

第49条（支払証明書の発行）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスおよび附帯サービスの料金その他の債務（本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2. 契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙料金表に定める手数料および郵送料等を支払うものとします。

第50条（利用上の制限）

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

(1) 契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサブプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の確認を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第51条（契約者の氏名の通知等）

1. 契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等を、その事業者に通知する必要があることについて、同意していただきます。

2. 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、

その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

3. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を記載した電子メールを、その付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4. 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5. 契約者は、当社が債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号および本サービスの提供を停止している場合はその内容等、料金

回収に必要となる情報を債権の譲渡先に通知する場合があることについて、同意していただきます。

6. 契約者は、当社が債権を譲渡する場合において、債権を譲り受けた事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

7. 契約者は、提供停止や解除事由に該当する場合は、当社がその契約者の氏名、住所および電話番号等を、警察機関および総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 52 条（協定事業者等からの通知）

契約者は、当社が、料金または工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、特定事業者または協定事業者からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第 53 条（電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

当社は、契約者から申出があったときは、当社が別に指定する事業者の契約約款等の定めによりその事業者が契約者に請求することとした電気通信サービス等の料金または工事に関する費用について、その事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金または工事に関する費用の支払いを現に

怠っていないとき、または怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について当社が別に指定する事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2. 前項の定めにより、当社が請求した料金または工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に定める取扱いを廃止します。

第 54 条 (番号案内)

1. 当社は、当社が付与した契約者回線番号もしくは契約者回線番号以外の番号または当社もしくは当社が別に定める事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下、「番号案内」といいます。）を行います。

2. 前項に定めるほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、当社または特定事業者が定める電話サービス契約約款等の定めに基づいて取り扱います。

3. 契約者は、番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号または追加番号（着信課金番号を除きます。）を通知していただきます。

第 55 条 (番号情報の提供)

1. 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載または番号案内に必要な情報（第 57 条（番号案内）の定めにより番号案内を省略することとなった本サービス利用契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社または特定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2. 契約者は、前項の定めにより登録した番号情報が電話帳発行または番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（特定事業者と相互接続協定または相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者に限ります。）に提供されることについて、同意するものとします。

3. 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

4. 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社または特定事業者が提供します。

第 56 条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 57 条（秘密保持）

契約者は、本サービスの利用に関連して知りえた、当社の技術・営業に関する情報（以下「秘密情報」といいます。）を、厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならないものとしします。

2. 本条の規定は、本サービス利用契約の終了後も3年間、有効に継続するものとしします。

第 58 条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 59 条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

附則

本約款は2025年8月1日より効力を有するものとしします。

2026年1月1日 改定

別紙 料金表【通則】

第1条（料金等の計算方法等）

料金等は、この料金表（以下、「料金表」といいます。）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその本サービス利用契約に基づき支払う利用料を料金月（1の暦月の起算日（当社が本サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に定める料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（端数処理）

当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第3条（料金等の支払い）

1. 契約者は、料金等を次の各号に定める方法により支払うものとします。

(1) 口座振替

(2) その他当社の定める方法

2. 契約者は、料金の支払いが口座振替されなかったときは、当社の指定の払込票を使い料金を支払うものとします。

第4条（利用料の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者に通知して、2ヶ月以上の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第5条（前受金）

当社は、当社が請求することとなる料金等について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付さないこととします。

第6条（消費税等相当額の加算）

約款の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、料金表【料金】に定める消費税等相当額を加算した額とします。

※ 約款の定めにより支払いを要することとなった料金等について、消費税等相当額込で定める額から計算した額と異なる場合があります。

第7条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、料金等を減免することがあります。

以上

別紙 料金表【料金】

1. 利用料

(1) シンジー光

区分		通信速度（最大）	月額利用料
シンジー光	シンジー光ファミリー	100Mbps	6,490円 (税抜価格 5,900 円)
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	下り 200Mbps 上り 100Mbps	6,490円 (税抜価格 5,900 円)
	シンジー光ファミリー・ギガ	1Gbps	6,490円 (税抜価格 5,900 円)
	シンジー光マンション	100Mbps	5,280円 (税抜価格 4,800 円)
	シンジー光マンション・ハイスピード	下り 200Mbps 上り 100Mbps	5,280円 (税抜価格 4,800 円)
	シンジー光マンション・ギガ	1Gbps	5,280円 (税抜価格 4,800 円)
	シンジー光クロスファミリー	10Gbps	7,810 円 (税抜価格 7,100 円)
	シンジー光クロスマンション	10Gbps	7,810 円 (税抜価格 7,100 円)
シンジー光 (プロバイダなし)	シンジー光ファミリー	100Mbps	5,720 円 (税抜価格 5,200 円)
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	下り 200Mbps 上り 100Mbps	5,720 円 (税抜価格 5,200 円)
	シンジー光ファミリー・ギガ	1Gbps	5,720 円 (税抜価格 5,200 円)
	シンジー光マンション	100Mbps	4,510 円 (税抜価格 4,100 円)
	シンジー光マンション・ハイスピード	下り 200Mbps 上り 100Mbps	4,510 円 (税抜価格 4,100 円)
	シンジー光マンション・ギガ	1Gbps	4,510 円 (税抜価格 4,100 円)
	シンジー光クロスファミリー	10Gbps	6,380 円 (税抜価格 5,800 円)
	シンジー光クロスマンション	10Gbps	6,380 円 (税抜価格 5,800 円)

※金額は税込表示です。

(2) 端末設備

【NTT 東日本株式会社のサービス提供地域（以下「東日本エリア」といいます。）】

レンタル内容	月額利用料
ホームゲートウェイ+無線 LAN カード (シンジー光ファミリー・ギガの契約者用) ※1	330 円 ※2 (税抜価格 300 円)
ホームゲートウェイ+無線 LAN カード (シンジー光ファミリー・ギガ・クロス以外の契約者用) ※1	825 円 ※3 (税抜価格 750 円)
無線 LAN カード (1 枚) ※4	330 円 ※2 (税抜価格 300 円)
ホームゲートウェイ	330 円 ※5 (税抜価格 300 円)
シンジー光クロス 専用ルータ ※6、※7	550 円 ※8 (税抜価格 500 円)
シンジー光クロス 専用ルータ ※6 (シンジーひかり電話の契約あり・無線機能を利用する場合)	330 円 (税抜価格 300 円)
シンジー光クロス専用ルータ ※6 (シンジー ひかり電話の契約なし・無線機能を利用する場合)	825 円 (税抜価格 750 円)

- ※1 無線 LAN カードは内蔵型と外付けの場合があります。
- ※2 アクセス回線と同時工事の場合または契約者にて設置される場合を除き、別途設置工事費がかかります。
- ※3 シンジー光マンションまたは シンジー光マンション・ハイスピードの契約者で、ひかり電話の契約がない（ひかり電話対応機器の利用がない）場合、別途 495 円（税抜価格450円）/月がかかります。またアクセス回線と同時工事の場合または契約者にて設置される場合を除き、別途設置工事費がかかります。
- ※4 無線 LAN カードをご利用いただくには、シンジーひかり電話（550 円 [税抜価格 500 円] ~/月）の契約もしくはホームゲートウェイのレンタルが必要です。
- ※5 シンジー光（v6）をご選択の場合、シンジー ひかり電話のご利用もしくはホームゲートウェイのレンタルまたは「v6 プラス」対応ブロードバンドルーターを契約者ご自身でご用意いただく必要があります。
- ※6 シンジー光 クロス ファミリーまたは シンジー光 クロス マンションのご利用には、原則シンジー光 クロス専用ルータが必要です。
- ※7 ひかり電話対応機器をご利用されていない方が対象となります。
- ※8 契約者にて設置される場合を除き、別途設置工事費がかかります。

【NTT 西日本株式会社のサービス提供地域（以下「西日本エリア」といいます。）】

レンタル内容	月額利用料
ホームゲートウェイ ※1	275 円（税抜価格 250 円）※3
無線 LAN カード (1 枚) ※2、※4	110 円（税抜価格 100 円）※3
シンジー光 クロス専用ルータ ※5、※6	550 円（税抜価格 500 円）※7
※5 (シンジーひかり電話の契約あり・無線機能 を利用する場合)	330 円（税抜価格 300 円）

- ※1 ひかり電話対応機器をご利用されていない方が対象となります。
- ※2 ひかり電話対応機器をご利用されている方が対象となります。 型番により機器の交換が必要な場合があります。(有料)
- ※3 アクセス回線と同時工事以外の場合または契約者にて設置される場合を除き別途設置工事費がかかります。
また、シンジー光(v6)をご選択の場合、シンジーひかり電話のご利用もしくはホームゲートウェイのレンタルまたは「v6 プラス」対応ブロードバンドルーターを契約者ご自身でご用意いただく必要があります。
- ※4 無線LANカードをご利用いただくには、シンジーひかり電話(550円 税抜価格 500円)～/月)もしくはホームゲートウェイ(275円 [税抜価格 250円]～/月(低価格プランの場合))が必要です。
- ※5 シンジー光クロスファミリーまたはシンジー光クロスマンションのご利用には、原則シンジー光クロス専用ルータが必要です。
- ※6 ひかり電話対応機器をご利用されていない方が対象となります
- ※7 契約者にて設置される場合を除き、別途設置工事費がかかります。

※契約者は、当社が貸与した機器を紛失、破損した場合および返却期限までに当社に返却しない場合、当社の請求に従い、機器損害金を支払うものとします。なお、下表に定める機器損害金の額は最大金額であり、請求金額は機器の継続利用年数により異なります。

機器		機器損害金(機器1台あたりの最大金額)
回線終端装置(ONU)		14,000円(非課税)
VDSL宅内装置		3,000円(非課税)
ホームゲートウェイ	基本装置	12,000円(非課税)
	無線LANカード	1,000円(非課税)
シンジー光クロス専用ルータ		5,000円(非課税)

2. 各種費用

- (1) 構内ルート調査費
構内ルート調査費※1

区分	単位	料金
基本サービス	1経路	14,300円 (税抜価格 13,000円)
通路確認オプションサービス ※2	1経路	3,300円 (税抜価格 3,000円)

時刻指定追加料金※3

時間帯※4	単位	料金

日中 (9:00~16:00)	1 経路	東日本エリア11,000 円 (税抜価格 10,000 円) 西日本エリア 11,000 円 (税抜価格 10,000 円)
夜間帯 (17:00~21:00)	1 経路	東日本エリア 19,800 円 (税抜価格 18,000 円) 西日本エリア 22,000 円 (税抜価格 20,000 円)
深夜帯 (22:00~8:00)	1 経路	東日本エリア 30,800 円 (税抜価格 28,000 円) 西日本エリア 33,000 円 (税抜価格 30,000 円)

※1 基本サービスと同一申し込み・同一設置場所に限りません。

※2 契約者にて実施時刻を指定 (1 時間単位 (正時のみ)) する場合に追加で発生する料金となります。

※3 ●●:●●からは 00 秒を含み、●●:●●までは 00 秒を含みません。

(2) 新規開通工事費、移転工事費※1、※2

	契約プラン	工事内容	工事費
新規開通工事費	シンジー光ファミリー	新設工事/ 配線ルート変更	22,000 円 (税抜価格 20,000 円)
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	光回線再利用	11,660 円 (税抜価格 10,600 円)
	シンジー光ファミリー・ギガ	配線設備再利用	11,660 円 (税抜価格 10,600 円)
		派遣工事無し	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
	シンジー光マンション (光配線方式)	新設工事/ 配線ルート変更	22,000 円 (税抜価格 20,000 円)
	シンジー光マンション・ハイスピード	配線設備再利用	11,660 円 (税抜価格 10,600 円)
	シンジー光マンション・ギガ	派遣工事無し	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
	シンジー光マンション (VDSL 方式・LAN 配線方式)	VDSL 方式	22,000 円 (税抜価格 20,000 円)
		LAN 配線方式	11,660 円 (税抜価格 10,600 円)

		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)
	シンジー光クロスファミリー	新設工事/ 配線ルート変更	22,000円 (税抜価格 20,000円)
		光回線再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		配線設備再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)
	シンジー光クロスマンション	新設工事/ 配線ルート変更	22,000円 (税抜価格 20,000円)
		配線設備再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)
移 転 工 事 費	シンジー光ファミリー シンジー光ファミリー・ハイスピー ド シンジー光ファミリー・ギガ	新設工事/ 配線ルート変更	22,000円 (税抜価格 20,000円)
		光回線再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		配線設備再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)
	シンジー光 マンション (光配線方式) シンジー光 マンション ・ハイスピー ド シンジー光 マンション ・ギガ	新設工事/ 配線ルート変更	22,000円 (税抜価格 20,000円)
		配線設備再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)
	シンジー光マンション (VDSL方式・LAN配線方式)	VDSL方式	22,000円 (税抜価格 20,000円)
		LAN配線方式	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)
	シンジー光クロスファミリー	新設工事/ 配線ルート変更	22,000円 (税抜価格 20,000円)
		光回線再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		配線設備再利用	11,660円 (税抜価格 10,600円)
		派遣工事無し	3,300円 (税抜価格 3,000円)

シンジー光クロス マンション	新設工事/ 配線ルート変更	22,000 円 (税抜価格 20,000 円)
	配線設備再利用	11,660 円 (税抜価格 10,600 円)
	派遣工事無し	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)

※1

代表的な工事の場合の金額となります。工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

※2 新規開通工事費（各契約プランの「派遣工事無し」を除きます。）は、次の分割支払いを選択できます。

【分割支払い】

一括払い金額	分割払い回数	分割払い金額
22,000 円 (税抜価格 20,000 円)	24 回払	1 回～23 回：916 円 (916×23=21,068 円) 24 回：932 円 (22,000 円-21,068 円=残額の 932 円)
11,660 円 (税抜価格 10,600 円)	24 回払	1～23 回：485 円 (485×23=11,155 円) 24 回：505 円 (11,660 円-11,155 円=残額の 505 円)

※新規開通工事費の「派遣工事無し」および移転工事費は、一括払いで支払うものとします。

(3) その他割増工事費

【その他割増工事費】

・夜間（17 時～22 時）に工事を行う場合、(1)構内ルート調査費および(2)に定める金額の 1.3 倍の金額をお支払いいただきます。なお、(2)に定める金額に関しては、支払方法は分割払いになります。ただし新規開通工事費を一括払いで支払う場合は一括払いとなります。

・深夜（22 時～翌 8 時 30 分）に工事を行う場合、(1)構内ルート調査費および(2)に定める金額の 1.6 倍の金額をお支払いいただきます。なお、(2)に定める金額に関しては、支払方法は分割払いになります。ただし新規開通工事費を一括払いで支払う場合は一括払いとなります。

・土日祝日に工事を行う場合、(1)構内ルート調査費および(2)に定める金額とは別に、土休日工事費加算額として 3,300 円（税抜価格 3,000 円）を支払うものとします。

支払方法は、一括払いとなります。

その他工事費の一部は一括払いとなるものがあります。

(4) 分割残債

特定事業者が提供する「フレッツ光」サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債額がある状態で本サービスに転用した場合、開通工事費の分割残債額は引き続き当社へ支払うものとします。

コラボ光を利用し、かつ開通工事費の分割残債のある状態で本サービスに事業者変更した場合、開通工事費の分割残債額は変更元の光コラボレーション事業者へ一括で支払うものとします。

(5) 品目変更工事費

変更後 変更前	シンジュー 光ファミ リリー	シンジュー 光ファミ リリー・ハ イスピー ド	シンジュー 光ファミ リリー・ギ ガ	USEN 光 01 XG フ ァミリー	シンジュー光マンション			シンジュー 光マンシ ョン・ハ イスピー ド	シンジュー 光マンシ ョン・ギ ガ	シンジュー 光クロス マンシ ョン	
					光配線方 式	VDSL 方 式	LAN 配線 方式				
シンジュー光 ファミリー		3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	
シンジュー光 ファミ リリー・ハ イスピー ド	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)		3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	
シンジュー光 ファミ リリー・ギ ガ	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)		3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	
シンジュー光 クロス ファミ リリー	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)		22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	
シンジュー 光 マンシ ョン	光配 線 方式	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)		22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)
	VDSL 方式	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)		11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)
	LAN 配線 方式	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)		22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)
シンジュー光 マンシ ョン・ハ イスピー ド	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)		3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	
シンジュー光 マンシ ョン・ギ ガ	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)		3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	
シンジュー光 クロス マン ション	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	22,000 円 (税抜価 格 20,000 円)	11,660 円 (税抜価 格 10,600 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)	3,300 円 (税抜価 格 3,000 円)		

※移転と同時に品目変更を行う場合は「品目変更工事費」ではなく「移転工事費」が適用されま
す。

※シンジュー電話と各プランの品目変更時の工事費は次表のとおりとなります。

区分 ※1		工事費
変更前	変更後	
シンジュー光ファミリー シンジュー光マンション	シンジュー電話	24,200 円 (税抜価格 22,000円)
シンジュー光ファミリー + シンジューひかり電話 シンジュー光マンション + シンジューひかり電話		24,200 円 (税抜価格 22,000円)
シンジュー光クロス		24,200 円 (税抜価格 22,000円)
シンジュー電話	シンジュー光ファミリー シンジュー光マンション	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
	シンジュー光01 ファミリー + シンジュー ひかり電話 シンジュー光01 マンション + シンジュー ひかり電話	3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
	シンジュー光クロス	22,000 円 (税抜価格 20,000 円)

※1 「シンジュー光 ファミリー」は「シンジュー光 ファミリー・ハイスピード」「シンジュー光 ファミリー・ギガ」を含み、「シンジュー光 マンション」は「シンジュー光 マンション・ハイスピード」「シンジュー光 マンション・ギガ」を含み、「シンジュー光クロス」は「シンジュー光クロス ファミリー」「シンジュー光クロスマンション」の総称です。

(6) 転用時に品目変更を行うことで転用可能なサービスの工事費

変更前	変更後	通常工事費
フレッツ光ビジネス	シンジュー光回線	11,660 円 (税抜価格 10,600 円)
フレッツ光プライオ 10		11,660 円 (税抜価格 10,600 円)
フレッツ光プライオ 1		3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
フレッツ光ライト		3,300 円 (税抜価格 3,000 円)
フレッツ光ネクスト ギガスマート ファミリー	シンジュー光ファミリー・ギガ	8,800 円 (税抜価格 8,000 円)
フレッツ光ネクスト ギガスマート マンション	シンジュー光マンション・ギガ	8,800 円 (税抜価格 8,000 円)

※転用と同時に品目変更を行う場合は「品目変更工事費」ではなく「通常工事費」が適用されます。なおこの他、転用契約事務手数料を別途お支払いいただきます。

(7) VDSL 一体型ひかり電話対応ルータに係る工事費

取替工事費（派遣工事費）	3,190 円（税抜価格 2,900 円）
--------------	-----------------------

3. 料金

(1) 手続に関する料金

新規契約事務手数料	4,950 円（税抜価格 4,500 円）
転用契約事務手数料	8,800 円（税抜価格 8,000 円）
事業者変更契約事務手数料	3,850 円（税抜価格 3,500 円）
事業者変更承諾番号発番事務手数料	3,300 円（税抜価格 3,000 円）
光回線再利用契約事務手数料	4,950 円（税抜価格 4,500 円）
光回線再利用手数料	6,600 円（税抜価格 6,000 円）
光回線再利用承諾番号発番事務手数料	3,300 円（税抜価格 3,000 円）

(2) 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚当たり	440 円（税抜価格 400 円）
--------------	-------------------

※上記の発行手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。

以上

別紙 1 シンジー光 (v4) およびシンジー光 (v6) に係る特則

1. 契約条件

- (1) シンジー光 (v4) およびシンジー光 (v6) (以下、「本プラン」といいます。) は、アクセス回線を提供するシンジー光と、インターネット接続サービスであるシンジーを一体として提供するプランです。
- (2) 本プランのインターネット接続サービスの提供条件は、約款に別段の定めがある場合を除き、当社の定める「シンジー光 利用規約」(URL : <https://simpleline.org/>) に定めるところによるものとします。
- (3) 本プランのアクセス回線の提供条件は、本特則に別段の定めがある場合を除き、約款に定めるところによるものとします。
- (4) 約款(本特則を含みます。)の規定と利用規約の規定との間に齟齬が生じた場合には、約款の規定が利用規約の規定に優先して適用されるものとします。
- (5) 契約者は、品目変更または移転を除き、契約プランを変更することができないものとします。契約プランの変更を希望する場合には、本プランの利用契約を解約し、新たに希望する契約プランの利用契約を申込まなければなりません。にねん割で利用開始月から 24 ヶ月以内の解約の場合、解約違約金をお支払いいただきます。
- (6) シンジー光 (v6) ご契約の場合、ひかり電話の利用もしくは、別紙 料金表【料金】に定める ホームゲートウェイのレンタルまたは「v6 プラス」対応ブロードバンドルーターを自身で用意する必要があります。

2. 利用開始日

本プランの利用開始日は、当社によるシンジー光の回線工事完了または切り替え完了後、当社が別途定める日とします。

3. 料金等

本プランの料金等の計算方法等は、シンジー光利用規約の定めにかかわらず、別紙 料金表【通則】に定めるとおりとします。

以上

別紙 2 にねん割に係る特則

1. 契約条件

にねん割は、シンジー光を利用開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月間継続してご利用いただくことを条件に、月額利用料の値引きを行うサービスです。

2. 値引き額

契約区分ごとに、下記金額で値引きを行います。

区分		値引き額
シンジー光 (v4) シンジー光 (v6)	シンジー光ファミリー	1,650 円 (税抜価格 1,500 円)
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	
	シンジー光ファミリー・ギガ	
	シンジー光マンション	1,100 円 (税抜価格 1,000 円)
	シンジー光マンション・ハイスピード	
	シンジー光マンション・ギガ	
	シンジー光XG ファミリー	2,145 円 (税抜価格 1,950 円)
	シンジー光XG マンション	
シンジー光 (プロ バイダなし)	シンジー光ファミリー	770 円 (税抜価格 700 円)
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	
	シンジー光ファミリー・ギガ	
	シンジー光マンション	220 円 (税抜価格 200 円)
	シンジー光マンション・ハイスピード	
	シンジー光マンション・ギガ	
	シンジー光クロス ファミリー	990 円 (税抜価格 900 円)
	シンジー光クロス マンション	

3. 解約違約金

契約者は、利用開始月から 24 ヶ月以内に解約した場合には、契約区分ごとに下記解約違約金を当社に支払うものとします。

区分		解約違約金 (非課税)
シンジー光 (v4) シンジー光 (v6)	シンジー光ファミリー	月額利用料の 1 ヶ月分
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	
	シンジー光ファミリー・ギガ	
	シンジー光マンション	
	シンジー光マンション・ハイスピード	
	シンジー光マンション・ギガ	
	シンジー光クロス ファミリー	
	シンジー光クロス マンション	

シンジー光 (プロ バイダなし)	シンジー光ファミリー	月額利用料の 1 ヶ月分
	シンジー光ファミリー・ハイスピード	
	シンジー光ファミリー・ギガ	
	シンジー光マンション	
	シンジー光マンション・ハイスピード	
	シンジー光マンション・ギガ	
	シンジー光クロスファミリー	
	シンジー光クロスマンション	

以上

別紙 3 シンジー光クロスファミリーおよびシンジー光クロスマンションに係る特則

1. 契約条件

- (1) 本プランのご利用にはシンジー光クロス 専用ルータのレンタル契約が必須となるため、別紙 料金表【料金】に定める専用ルータの月額利用料が発生します。
- (2) 本プランの提供区域には制限があります。また提供区域内の場合であっても、申込者の設備の状況などにより、お申込みをお受けできないことがあります。提供区域外でのご利用のお申込みは受付できません。

以上